

平成23年第2回幸田町議会定例会会議録（第5号）

議事日程

平成23年6月23日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第27号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第28号議案 幸田町税条例の一部改正について
第29号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第30号議案 工事の請負契約について（施設整備工事第23-1工区）
第31号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
陳情第2号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第3号 防災対策特別委員会設置について
議員提出議案第4号 総合開発特別委員会設置について
- 日程第4 特別委員会委員の選任について
- 日程第5 幸田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第6 閉会中の委員会の継続審査・調査の件
- 日程第7 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 浅井武光君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 大獄弘君 |
| 16番 池田久男君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 総務部長 | 伊澤伸一君 | 健康福祉部長 | 杉浦護君 |
| 参事 | 中山豊君 | 環境経済部長 | 鳥居元治君 |
| 建設部長 | 鈴木富雄君 | 会計管理者 | 鈴木政巳君 |
| 総務部次長兼 総務課長 | 大竹広行君 | 監査委員事務部局 事務局長 | 長谷寿美夫君 |

教 育 長 内 田 浩 君 教 育 部 長 伊 藤 光 幸 君
教 育 部 次 長 兼 春 日 井 輝 彦 君 消 防 長 近 藤 弘 君
学 校 教 育 課 長
消 防 次 長 兼 黒 野 英 男 君
予 防 防 災 課 長

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 鈴 木 久 夫 君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 伊澤伸一君 登壇〕

○総務部長（伊澤伸一君） 議長のお許しをいただきましたので、御報告を申し上げます。

6月15日の文教福祉委員協議会において要求のありました資料と事業仕分けの日程の詳細を、本日、お手元に印刷配付いたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。
以上です。

〔総務部長 伊澤伸一君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様15名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 笹野康男君、
12番 内田 等君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第27号議案から第31号議案までの5件と陳情第2号の1件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

総務委員会審査結果報告書

平成23年6月23日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成23年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第27号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第28号 幸田町税条例の一部改正について。東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳入全部、歳出50款。第1条 歳入全部 1,680万円追加。歳出50款消防費 900万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書。働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求め、国等に対し意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上です。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 審査結果報告を朗読をもって報告させていただきます。

産業建設委員会審査結果報告書

平成23年6月23日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成23年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告させていただきます。読み上げます。

第30号 工事の請負契約について（施設整備工事23-1工区）。施設整備工事第23-1工区の施工に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第31号 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳出45款。第1条 歳出 45款土木費 780万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決し

た。

以上であります。

[7 番 浅井武光君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉委員長の報告を求めます。

9 番、水野千代子君。

[9 番 水野千代子君 登壇]

○9 番（水野千代子君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成 23 年 6 月 23 日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成 23 年第 2 回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号 第 29 号、議案名 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、概要
地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。結果 全員一致
をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

[9 番 水野千代子君 降壇]

○議長（池田久男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務委員長に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、総務委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設委員長に対する質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、産業建設委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉委員長に対する質疑を許します。

13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） 国民健康保険税条例の改正でありますけれども、今回の改正は、
課税限度額の法定引き上げでございます。今までの限度額が 68 万円から 77 万円にと
一気に 9 万円引き上げることによって、中間所得層の負担を軽減すると、こういうよう
な説明でございましたけれども、しかしながら今の国保税は非常に高過ぎる、こういう
中での引き上げでございます。中間所得層の負担を軽減するという目的の名のもとに、
限度額をどんどん引き上げてよいというものではございません。

この国保加入者は、低所得者や退職者、農業、あるいは自営業者、零細業者など、い
わゆる低所得者層の加入する団体でございます。そういうところが限度額が 77 万円に
も引き上げられることによって、とても高過ぎて払い切れない国保税になってきている

のは明らかでございます。

そうした内容につきまして、当委員会ではどのような御審議があったでしょうか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） どのような審議がされたかということで、御確認の意味かというふうに思います。

まず、質問等は、対象者の確認等も行われました。それと、あと医療分が果てしなく限度がなく、見えてこないという質問もございました。一般会計からの繰り入れをどのぐらいするか判断、また計算が大事となるのではないかという、そのような御質問もございました。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 限度額の引き上げによって対象世帯数が120世帯を超えるものとなっているわけですが、この限度額を9万円引き上げることによって、その税収は1,000万円近い増収を見込むわけですが、

こうした加入者に負担をかける国保税は滞納者をふやすばかりでございますけれども、そうした内容で御審議がなされたか、また同時に国保税の引き上げではなく、一般会計からの繰り入れによって負担を抑えるべきではないかというような御審議はあったかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） まず、一般会計からの繰り入れでございますが、このことも質問がございました。

弱者保護の考えから、今回は高額所得に目が行き、負担をお願いする限度額の引き上げでございますが、やはり一般会計からの繰り入れを町当局はどのように判断をされているのかという、そういう御質問もございました。

しかしながら、被用者保険のバランス等の不公平感からすれば、一般会計のほうの繰り入れも際限なく続くということでもないかなというふうな回答等もございました。

だから、一般会計からの繰り入れはどのぐらいにするかという判断が一番大切なのではないか、そのこともしっかりと考えていってほしいという、そういう質問等もございました。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般会計からの繰り入れという点につきましては、県下の中では幸田町は非常に一般会計からの繰り入れ額が低い。これは3月議会の中でも明らかになり、そして県下の平均並みということで、本年度につきましては、一般会計の繰り入れをふやしてきた。そういう中でも、今回の課税限度額を引き上げなければならない、こうした実態があるわけであります。

国民健康保険は、事業者負担というものがない。そういう中で、すべて国の国庫負担と合わせて町の一般会計からの繰り入れ、そして加入者の保険税によって賄われるわけでございますけれども、しかしながらこの国庫負担、国の負担が年々減らされてまいっ

ております。そして、今では国保会計そのものが成り立たなくなるような加入者に負担を求める制度となっているわけであります。

そういう中で、滞納者が年々増加をして、今ではこの幸田町の国保における滞納額も2億6,000万円以上を超えるものとなっているわけでありますけれども、そうした中におきまして、当委員会のほうでは、そうした追求や、あるいは国に対しての負担をきちっと求めるべき、あるいはこの限度額の引き上げに対しては断固として反対をする、こうしたものについては何ら異論もなく全員賛成というようなことでありますけれども、加入者負担を軽減する、そのための施策等の提案、あるいは質問等はなかったのでしょうか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 国のほうでございまして、やはり平成25年の3月ごろ、国のほうとしては高齢者医療制度ということで検討されている。これがスタートできるかどうかというのはわからないですが、そのときには、国のほうにどういう形で申し入れをしていくのかという、そういう質問もございました。

また、今回の課税額の引き上げは、高齢者所得の方々の負担になるわけでございます。でありますので、今回の対象者となる方々の所得によって、一律の引き上げではなくて段階的な引き上げができないかという、そういう質問もございました。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、当委員会のほうでは、加入者に負担を求めながら国保を運営する、こういうことを容認していくというような方向の中で審議がなされたのでしょうか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 容認していくと言われますと、審査結果の報告でございます。全員一致をもって原案を可決すべきものでございました。

しかしながら、それぞれの今言ったいろいろな質問が出たということも事実でございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 同じく第29号議案ですが、この議案の提案理由の説明に当たって、当局は、68万円の課税限度額を一気に9万引き上げて77万円にすると。それは、中間所得層の負担の軽減を図るためと、こういうことも理由の一つでしたよね。

そうした点からいきますと、委員会の中で、今いろんな質疑が交わされましたけれども、提案の最たるものは、中間所得層の負担軽減だよということですから、その実態は、今現在、中間所得層の人たちがどういう負担をして、77万円に一気に9万円負担を強めたことによって、中間所得層と言われる人たちの負担がどのような軽減になるのかという点で、委員会でもどのような審議がなされたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） その中間層の軽減にどのように反映されているかということでございますが、中間層の軽減についてが今回の議案の中身の軽減にはということについての質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、当局自身は課税限度額を9万円一気に引き上げると。その引き上げることによって、恩恵・恩典を受けるのは中間所得層ですよと、こういうのが提案の説明であった。

その提案を受けた委員会の審議では、じゃあ9万円引き上げることによって、じゃあ中間所得層の人たちの負担軽減についてはどう審議したのかと言ったら、しとらへんと、こういうことですよ、委員長の報告は。

しとらへんと。しとらへんということは、当局の言ったことが委員会の中でどういうふうの実証されたのかという質疑が交わされなかったと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 限度額が一気に9万円上がったということで、余りにも大きな引き上げではないかという、そういう質問はございました。

それは、答弁のほうからは、1年超は据え置いたから、今回、その分を上げさせていただいたという、そういう質疑、また答弁はございました。

それによって中間層の軽減がどのようにされたかということでございますが、今回は限度額の引き上げでございますので、その中間層の方々の軽減にどういうふうな反映をされたかという、そういうことの質問はございませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、私が申し上げているのは、当局自身が提案の理由の中で課税限度額をアップをすることは、頭打ちを少し上げることによって、頭打ちになっている人たちの税負担を強めますよと、それが約1,000万円の増収になる。それが一つ。

そして、もう一つは、引き上げたことによって中間所得層の負担が軽減をされますという、取ってつけたへ理屈を並べたわけです。そのへ理屈をあなた方の委員会では、当局のへ理屈まで踏み込んで、そういうへ理屈がへ理屈として成り立つのかという点での審議はなされなかったよということですよ。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） そういう意味での質問は、再度申し上げますが、委員会としてはそのところの質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(池田久男君) 以上で、文教福祉委員長に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案5件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

[13番 丸山千代子君 登壇]

○13番(丸山千代子君) 第29号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場を明らかにするものであります。

国民健康保険税の限度額を現行68万円から一気に9万円引き上げ77万円にするものであります。

引き上げ理由として、中間所得層の負担を緩和するという内容であり、その引き上げによって939万8,000円の増額を見込むものであります。影響世帯は約120世帯で、460人程度が負担増となるものとなっております。

3月議会では、国民健康保険税の所得割を0.77引き上げ、さらに課税限度額を法定限度額いっぱい引き上げ、合わせて6,000万円の負担増とするものであります。

国保税が所得に占める割合は、100万円の所得で14.22%、200万円の所得で11.58%、250万円の所得で10.58%、300万円の所得で9.92%で、低所得者ほど高い国保税の負担割合となっているということが明らかにもなっております。

こうした所得の1割以上の国保税を支払わなければならないのは相当の負担となり、滞納がふえるばかりとなっております。実に、全体の13%が滞納という、この状況を見ても明らかではないでしょうか。滞納額も2億6,000万円を超過額となっております。

国民健康保険の加入者は、退職者や農業、自営業者、非正規雇用など、低所得の人の比率が年々高くなってきております。事業主負担がない制度であり、もともとが国保加入者が支払う保険料だけでは成り立たない制度となっております。

本来、国が負担すべきであったものが、相次ぐ国保改悪によって国庫負担がどんどん削減をされ、1984年以降、それまで50%であった国庫負担が2007年度には約25%までになり、半減になってしまいました。これは、自公政権の社会保障削減路線によるものであります。国民が安心できる社会保障を構築するために抜本的な改革が求められております。危機的な国民健康保険の立て直しのための国庫負担の引き上げこそ、すべきではないでしょうか。

国保は、国民の3割以上が加入する医療保険であり、憲法第25条を具体化をし、国民皆保険制度の土台となっているもので、国庫負担は当然であります。しかし、国は国庫負担の相次ぐ引き下げで市町村国保の運営が厳しいものとなり、高い国保税となってまいりました。そして、滞納者の増加という、まさに悪循環が続いている内容となっております。

この悪循環を断ち切るためには、国に対し国庫負担金の大幅増加を求め、また一般会

計からのさらなる繰り入れで国保税の引き下げをすべきであると主張するものであります。

次に、第30号議案 工事の請負契約について（施設整備工事第23-1工区）、反対の立場から討論をまいります。

2012年春、新駅の開業を目指して周辺整備を進めるもので、今回の工事請負契約は、パークアンドライド駐車場の分割発注となっているものであります。

新駅周辺開発整備事業は4億7,000万円で、委託業務費700万円、周辺整備工事費として道路、お便所、駐車場、駐輪場、シェルターで4億6,300万円が内訳で、新年度予算で予算化をされました。ところが、全体事業費は9億3,400万円であることが質疑で明らかにされ、まさに新駅に係る整備は天井知らずではないでしょうか。

私ども日本共産党議員団は、JR新駅建設は住民合意のないままの見切り発車で、強行すべきではないと反対の立場を貫いてまいりました。さらに、長引く不況やリーマンショックの後の経済危機の中で、町税収の大幅な落ち込み、法人町民税の激減などによって、町民生活への大きなしわ寄せがかけられる中で、新駅建設は先送りにすべきと署名にも取り組み、ストップを求めてきました。しかし、住民合意のないまま新駅を強行し、財政が危機的な状況の中でも、聖域として町民の税金を新駅建設に投入してきたのであります。

今回の議案は、駅を中心としたまちづくりを進める中で、新駅に係る駐車場500台の整備に取り組むものであります。先導的都市環境整備形成事業という名で、ハイグレードな駐車場をつくる、その一歩であります。

指名業者10社による入札は、予定価の93.38%で高どまり傾向となり、分割発注することで工事費用などが割高になってくるのは、明らかになることもわかってきました。

地元業者の育成であるとの説明もされましたが、地元業者の育成の名で町民の税金をどんどん投入してよいわけではないということを指摘をし、反対の立場を明らかにして、討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） 陳情第2号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。委員長報告に反対をし、原案採択を求める立場から討論をするものであります。

この陳情書は、大きく分けて4点について要請をし、陳情書を採択をし、政府に意見書の提出を求めているものであります。

その第1は、働く者の権利を守り、生活の向上を実現をすることです。

6月議会に提出をされている第27号議案の議案質疑で明らかにされましたように、幸田町が直接雇用をする臨時・非常勤職員などの劣悪とも言える雇用実態とその待遇は、脱法行為の繰り返しであります。近隣の自治体でも、同様な脱法行為をやっているとの

正当化を図ろうとする当局の答弁、それはまさに「赤信号、みんなで渡れば怖くない」、こういう指摘のできる行政感覚であります。

臨時だから、非常勤だから、嘱託だからとのへ理屈で、不安定雇用と低い賃金を正当化することは、行政がつくり出すワーキングプア、つまり働く貧困層をつくっていくものであります。臨時だとか、非常勤だとか、それは働き方の問題であって、不安定な身分や低賃金であっていいというものではございません。どのような働き方であっても、時間給1,000円以上、日額7,500円以上、月額16万円以上を求める、この陳情書は当然であります。

総務委員会での議案質疑で、愛知県の最低賃金は745円で、全国で6番目の水準であるから、それでいいんだという主張がされました。この主張は、下を見て自己満足するもの以外、何物でもございません。

今日、日本経済が長期にわたる不況から抜け出せない最大の理由は、国民の収入が年々下がり続けていることにあります。国内消費の6割を占める国民の消費が低迷を続けていることが、長期にわたる不況から抜け出せないでいる、このことはだれの目にも明らかになっているものであります。

時間給1,000円以上、日額7,500円以上、月額16万円以上の全国一律の最低賃金制の確立を政府に求めていくことは、不況から抜け出し、地域経済の活性化にとっても極めて重要な課題でございます。

さらに、臨時、非常勤、嘱託職員などの不安定雇用者の待遇改善で、雇用年数などに応じた経験加算を行うことや、諸手当、休暇制度などで、正規職員との均等待遇を図るべきであります。

二つ目は、嘱託職員、幸田町にあっては保育士に集中的にあらわれておりますが、非正規雇用で、しかも低賃金の嘱託保育士にクラスの担任をさせている、このことであります。

嘱託保育士のクラス担任は、正規職員の保育士が不足をしているから、その代替としていることに一番の問題があります。正規職員化を図るべきであります。

また、保育園の民営化が何かすばらしい、このように描いて、民営化に固執をする向きもあるようであります。民営化は、安上がりの保育、安上がり行政を目指すもの以外、何物でもありません。

その結果はどうであったか。既に町民会館を初めハッピネス・ヒル・幸田で実証済みであります。町民会館を初めハッピネス・ヒル・幸田を文化振興協会を相手として指定管理者制度による指定管理者として契約をしております。

昨年12月28日、総務省は指定管理者制度の適切な運用について通知を出しております。指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を最も適切なサービスの提供者を指定するものであって、価格競争をしてはならないと、この通知の中で指摘をしております。

コスト削減を目的にしてはならないとし、さらに指定管理者が非正規職員に仕事を任せたり、自治体の直営時に比べて賃金を安くしてはならないなど、労働法令や労働条件への適切な配慮をすることを、この通知は要請をしているところであります。

大須賀町政になって2度目の指定管理者制度による契約を文化振興協会と行っております。5年間で1億4,000万円も指定管理料を削減をする、コストを削減をする、安上がり行政、これを強行した、これが大須賀町政の実態であります。まさに、総務省通達に反することが強行をされて、民間委託、民営化は、行政サービスの低下と、そこに働く労働者の労働条件の引き下げを招いているものであります。

事実、ことしの3月1日、労働基準監督署の立入調査がされた町民会館などの労働実態は、労働法令を守らず、労働条件の実質的な切り下げが日常ふだんに横行し、基準監督署から改善命令と指導などがされていることから明らかなように、住民サービス向上のためにも直営に戻すべきであります。同時に、総務省の通達の趣旨を生かした指定管理者の実態に合わせた改善をすべきものであります。

第3は、福島原発の事故で明らかなように、核を安全にコントロールする技術を人類は得ることができておりません。ましてや、核兵器は人類と地球を破壊をし、破滅をするもの以外、何物でもございません。核兵器の全面禁止を求める国際署名は、人類と地球が安全に存続し続けていくためにも、立場の違いがあっても、共通する課題であります。速やかに国際署名に署名し、我が幸田町も非核自治体宣言をし、非核平和の施策を実施すべきであります。

第4は、労働者派遣法は、製造業派遣、登録型派遣を例外の扱いにしております。働く者すべてを対象にした労働者保護をするように、抜本的にその内容を改めるべきであります。

また、農業を破壊をし、日本の食料主権を放棄するなど、地域経済を破壊をするTTPに参加しないことを求めるものであります。

さらに、原子力行政とエネルギー政策を見直し、自然エネルギーへの転換を求めているものでもございます。

そして、憲法第9条、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認、この憲法第9条を生かし、核兵器のない世界を目指し、米軍基地の撤去を求めていくことは、憲法を生かしていく道筋でもございます。

以上、陳情第2号を採択をする立場から、その概略を述べてまいりましたが、幸田町議会が働く者の権利を守り、住民の安全・安心を保障し、憲法を擁護し、核兵器のない世界を目指す、その意思を示し、この陳情書を採択されることを重ねて求めて、討論いたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第27号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第27号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第28号議案 幸田町税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第29号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第30号議案 工事の請負契約について（施設整備工事第23-1工区）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第31号議案 平成23年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第2号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第2号を

採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦について、議員提出議案第3号 防災対策特別委員会設置について、議員提出議案第4号 総合開発特別委員会設置について、以上3件を一括議題といたします。

まず、議員提出議案第2号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 議員提出議案第2号を朗読をもって提案させていただきます。

議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員会委員は3人とし、次のとおり推薦する。

平成23年6月23日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 浅井 武光 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 志賀 恒男 |
| 〃 | 〃 | 中根 秋男 |
| 〃 | 〃 | 笹野 康男 |
| 〃 | 〃 | 丸山千代子 |

提案理由

議会推薦委員の任期満了に伴い、推薦する必要があるからである。

続きまして、次のページ、議会推薦の農業委員会委員3名の方の住所、氏名、生年月日について、朗読をもって報告します。

額田郡幸田町大字坂崎字城23番地、高橋多恵子、昭和23年7月13日生まれ。

額田郡幸田町大字菱池字寺西7番地、鈴木 敏、昭和22年12月20日生まれ。

額田郡幸田町大字桐山字下屋敷36番地1、稲吉美子、昭和26年3月14日生まれ。

3名の方の履歴・経歴につきましては、資料を御参照いただきますよう、お願いいたします。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

以上であります。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、議員提出議案第3号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、内田 等君。

〔12番 内田 等君 登壇〕

○12番（内田 等君） 議員提出議案第3号を朗読をもって提案させていただきます。

議員提出議案第3号 防災対策特別委員会設置について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を下記のとおり、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成23年6月23日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 内田 等 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 水野千代子 |
| 〃 | 〃 | 鈴木 雅史 |
| 〃 | 〃 | 中根 久治 |
| 〃 | 〃 | 浅井 武光 |
| 〃 | 〃 | 夏目 一成 |
| 〃 | 〃 | 笹野 康男 |
| 〃 | 〃 | 伊藤 宗次 |

提案理由

自然災害から町民の生命・財産を守り、万一災害が発生した場合に被害を最小限にとどめ、速やかな救助・復旧活動が行えるように調査研究をするため、必要があるからである。

防災対策特別委員会設置に関する事項

- 1 委員会の名称 防災対策特別委員会
- 2 委員の定数 8名
- 3 付議事件
 1. 幸田町地域防災計画の見直しに関する事項
 1. 防災対策、施策に関する事項
- 4 設置の期間 平成23年6月23日から付議事件の調査完了の日まで、閉会中も継続調査を行うものとする。

以上であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

〔12番 内田 等君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、議員提出議案第4号について、提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、内田 等君。

〔12番 内田 等君 登壇〕

○12番（内田 等君） 議員提出議案第4号を朗読をもって提案させていただきます。

議員提出議案第4号 総合開発特別委員会設置について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を下記のとおり、所定の賛成

者とともに連署し提出します。

平成23年6月23日

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 内田 等 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 水野千代子 |
| | 〃 | 鈴木 雅史 |
| | 〃 | 中根 久治 |
| | 〃 | 浅井 武光 |
| | 〃 | 夏目 一成 |
| | 〃 | 笹野 康男 |
| | 〃 | 伊藤 宗次 |

提案理由

町土の合理的かつ有効利用を図るため土地の総合的利用計画及び調査研究をするため、必要があるからである。

総合開発特別委員会設置に関する事項

- 1 委員会の名称 総合開発特別委員会
- 2 委員の定数 7名
- 3 付議事件
 1. 幸田駅前土地区画整理事業に関する事項
 1. 新駅建設に関する事項
 1. まちづくりに関する事項
- 4 設置の期間 平成23年6月23日から付議事件の調査完了の日まで、閉会中も継続調査を行うものとする。

以上であります。

よろしく御審議をお願いいたします。

[12番 内田 等君 降壇]

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案3件について質疑を行います。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題1人15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくをお願いいたします。

まず、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第3号についての質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、議員提出議案第4号についての質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案を会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案3件の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、議員提出議案第2号 幸田町農業委員会委員の推薦についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第3号 防災対策特別委員会設置についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第4号 総合開発特別委員会設置についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第4号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第4

- 議長（池田久男君） 日程第4 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。
ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

- 議長（池田久男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

防災対策特別委員会委員並びに総合開発特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

- 議長（池田久男君） 異議なしと認めます。

よって、防災対策特別委員会委員並びに総合開発特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいまから、各特別委員会において正副委員長の互選を行っていただきますので、防災対策特別委員会委員の方は第2委員会室へ、総合開発特別委員会委員の方は第1委員会室へお集まりください。

委員長互選までの職務は、年長の委員でお願いします。

各委員長は、選出結果を議長まで報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時24分

- 議長（池田久男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、防災対策特別委員会委員並びに総合開発特別委員会委員により正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

防災対策特別委員会委員長 伊藤宗次君、副委員長 鈴木雅史君。

総合開発特別委員会委員長 笹野康男君、副委員長 杉浦あきら君。

以上であります。

ここで、各委員長のごあいさつを承ります。

まず、防災対策特別委員会委員長、14番 伊藤宗次君。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

- 14番（伊藤宗次君） ただいまは、私を防災対策特別委員会の委員長に御推挙いただき、委員長に就任をすることになりました。一言、就任に当たってのごあいさつを申し上げたいと思います。

特に、この防災対策、その中心的内容は、町の防災計画を見直しをしていく、そしてそれに合った施策・対策を進めていく、こういう内容の職務を持つものでありますが、

今回の東日本大震災の大きな被害の状況を見て、国も県も、あるいは町もその防災計画の見直しを進めていかれるようであります。幸田町もそれに倣った形でやられると思いますが、ただお聞きをすると、国や県の見直しの内容を幸田町に合った形でコピーをしていくと、こういう見直しであっては私はならないと思います。

この幸田町は、一雨1億円というふうに言われるように、雨に弱いまちであります。特に、大規模な、あるいは住民が避難をするような災害に遭ったときに、行政機能が十分にその役割を果たせないということは、東日本大震災の経験からも酌み取れることであります。

そうしたことも含めていくなれば、行政は行政としてしっかり対策をとっていただくと同時に、一番肝心の地域社会で防災のコミュニティをどうつくり上げていくのか、いわゆる行政区、あるいは隣近所で防災のコミュニティをつくっていく、そういう組織を立ち上げていくことも、私は災害を少しでも軽減をしていく、そして一日も早く復旧・復興をしていく、そういう中心的な力、核になっていくのが防災のコミュニティかなと、こんなふうな思いもいたしております。

そうした観点も含めて、皆さんと一緒に今後調査し研究を進めながら、委員会の活動を進めていくことを申し上げて、私の就任のあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、総合開発特別委員会委員長、11番 笹野康男君。

11番、笹野康男君。

[11番 笹野康男君 登壇]

○11番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

先ほどの総合開発特別委員会において委員長に選任されました笹野でございます。

この総合開発特別委員会に付託された付議事件は、三つあります。幸田駅前土地区画整理事業、新駅建設に関する事項、それと大きくまちづくりに関する事項であります。幸田町の将来を担う大きな事業であると私も思っております。非常に重要かつ責任の重い特別委員会であるというふうに思っております。

そういう意味から、委員の皆さんと一緒に幸田町の将来のまちづくりのために努力し頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

[11番 笹野康男君 降壇]

○議長（池田久男君） ありがとうございました。

日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5 幸田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長(池田久男君) 会議を休憩前に戻し、会議を再開いたします。

それでは、指名いたします。

幸田町選挙管理委員会委員の4名は、藤江 徹君、吉見紀元君、高橋卓三君、齋藤智計君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました藤江 徹君、吉見紀元君、高橋卓三君、齋藤智計君を幸田町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました藤江 徹君、吉見紀元君、高橋卓三君、齋藤智計君が幸田町選挙管理委員会委員に当選されました。

ただいま当選されました藤江 徹君、吉見紀元君、高橋卓三君、齋藤智計君の4名の方は議場におられませんので、会議規則第33条第2項の規定による当選告知は、別途文書にて告知をいたします。

次に、幸田町選挙管理委員会委員補充員の4名の指名をいたします。

1番 岩瀬秀夫君、2番 都築義之君、3番 志賀 猛君、4番 國弘直樹君の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました1番 岩瀬秀夫君、2番 都築義之君、3番 志賀 猛君、4番 國弘直樹君を幸田町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番 岩瀬秀夫君、2番 都築義之君、3番 志

賀 猛君、4番 國弘直樹君が幸田町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました1番 岩瀬秀夫君、2番 都築義之君、3番 志賀 猛君、4番 國弘直樹君の4名の方は議場におられませんので、会議規則第33条第2項の規定による当選告知は、別途文書にて告知をいたします。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。



日程第6

○議長(池田久男君) 日程第6、閉会中の委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付してあります(案)のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続してこれを行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決定いたしました。



日程第7

○議長(池田久男君) 日程第7、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付してあります一覧表のとおり、議会広報特別委員会委員長から委員会における所管事務に関する行政視察等を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長の申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これにて、平成23年6月7日に招集された第2回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時39分

○議長（池田久男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成23年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たり、去る6月7日から本日まで17日間にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始御熱心に御審議をいただき、私どもから提案させていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝・お礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際、いただきました御意見・御提言等を十分に留意いたし、今後の行政執行に活かしてまいりたいと考えております。

また、一般質問につきましては、今回、10名の方から質問をいただき、ありがたく思っております。どなたの御質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に活かしてまいりたいと考えております。

なお、先ほど設置をされました防災対策・総合開発の二つの特別委員会は、いずれも本町が当面いたします最重要の行政課題であり、心して対応、取り組んでまいりたいと存じますので、先ほど互選のありました防災対策の伊藤宗次・鈴木雅史正副委員長、そしてまた総合開発の笹野康男・杉浦あきら正副委員長を初め各委員の皆様方には、多方面で格別の指導を賜るわけでございますが、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

ここで、2点御報告をさせていただきます。

本定例会で一般質問をいただきました幸田町版事業仕分けにつきましては、6月8日、11日に開催されました事業仕分け部会におきまして、19事業が選定されました。

既に、区長会配付資料同様のものは議員配付棚に入れさせていただいておりますので、見ていただいたかというふうに思っておりますが、町民の皆さんへ行政施策の見える化と職員の意識改革を目的に、7月23日の土曜日には町民会館で、23日の日曜日には中央公民館で実施をいたしますので、多くの町民の皆様のお来場と、議員の皆様方におかれましても、御多忙とは存じますが、御来場いただきますようお願いを申し上げます。

なお、お手元に、選定事業と時間割り表等、資料を配付させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

次に、去る6月21日に開催されました議会運営委員会におきまして、私から東日本大震災の被災地視察に行きまして御報告をさせていただきましたが、被災地の状況を私自身確認し、幸田町の防災対策に役立てることを目的に、内陸地等、幸田町と同規模、

人口等の自治体や職員を派遣した自治体の復旧・復興の状況、仮設住宅や避難所の状況調査、首長同士によります面会によりまして、人的支援等の確認のため、宮城県・岩手県内の市町を防災安全対策担当等と視察をしたく、現在、計画策定中でございます。

また、帰庁後につきましては、御報告をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

終わりに当たりまして、梅雨の折から天候が不順で、これから蒸し暑い日も続くかと思いますが、議員の皆様方におかれましては、体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、町政発展のためにさらなる御活躍・御尽力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には、何かと多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されるようお願いいたします。

以上であります。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年6月23日

議 長 池 田 久 男

議 員 笹 野 康 男

議 員 内 田 等